

平成21年 第9回

教育委員会定例会会議録

平成21年9月8日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2288号

平成21年第9回定例会

日 時 平成21年9月8日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	伊藤 康博
	(庶務課長兼務)	
	学校施設計画担当課長	野澤 靖弘
	学務課長	新宮 弘章
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	図書・文化財課長	森 信二
	指導室長	加藤 敦彦

「書記」	庶務課庶務係長	岡田 圭子
	庶務課庶務係	常盤 茂

「議題等」

日程第1 請願

私立幼稚園保護者の教育費負担軽減に関する請願

日程第2 会議録の承認

第2281号 第5回定例会 (平成21年5月12日開催)

第2282号 第8回臨時会 (平成21年5月26日開催)

第2283号 第9回臨時会 (平成21年5月29日開催)

第2284号 第6回定例会 (平成21年6月9日開催)

日程第3 審議事項

議案第38号 港区幼稚園臨時的任用教育職員の任用について（秘密会）

日程第4 協議事項

港区立小中一貫教育校と学校選択希望制との関係について

日程第5 教育長報告事項

- 1 新型インフルエンザに関する状況について
- 2 平成21年度東京都功労者表彰（教育功労・スポーツ振興功労）受賞者について
- 3 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 4 生涯学習推進課の8月事業実績と9月事業予定について
- 5 平成21年度夏季プール開放実績報告について
- 6 図書館・郷土資料館の8月行事实績と9月行事予定について
- 7 指導室9月行事予定について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、おはようございます。

早速、平成21年第9回港区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程に入ります。

(午前10時04分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は南條委員にお願いいたします。

第1 請願

私立幼稚園保護者の教育費負担軽減に関する請願

○小島委員長 まず日程第1、請願。

平成21年8月19日付で請願が1点提出され、同日、受理されました。本日は、受理しました請願——資料ナンバー1ですが——について趣旨説明の希望がございましたのでお伺いしたいと思います。

趣旨説明を受ける前に、庶務課長から報告をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま委員長からご説明ございましたように、平成21年8月19日付で私立幼稚園保護者の教育費負担軽減に関する請願書が提出されました。この内容につきましては書記に朗読させますので、よろしくをお願いいたします。

○小島委員長 では、お願いいたします。

○書記

私立幼稚園保護者の教育費負担軽減に関する請願

趣旨 私立幼稚園保護者の教育費の負担を軽減し、公私立幼稚園格差解消のためにも、平成22年度の助成金のさらなる増額をお願いいたします。

理由 港区においては、昨今の厳しい財政状況の中、平成21年度には保護者補助金を増額して頂き、また所得による制限を実質的に撤廃して頂き誠にありがとうございました。

しかしながら、平成21年度の区内私立幼稚園保護者の教育費平均負担額は月額37,390円で、公立幼稚園保護者負担額との格差は依然、月32,581円となっております。是非とも、私立幼稚園保護者の重き負担をご理解いただき、全保護者に対し、格差解消に向けてご尽力賜りますよう切望いたします。

請願代表者 港区私立幼稚園PTA連合会

会 長 三浦 史子

副会長 友永 充子

以上でございます。

○小島委員長 請願者を代表して三浦史子さんから趣旨補足説明を受けることといたします。それ

では請願者の方どうぞ。お座りいただいて。

○請願者代表（三浦） はい、よろしく願いいたします。

おはようございます。港区私立幼稚園PTA連合会会長の三浦史子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

港区におかれましては、日ごろより私立幼稚園並びに保護者に対しさまざまなご支援をいただいておりますこと、PTAを代表いたしまして心より御礼申し上げます。また、私どもの長年のお願いの一つでございました保護者補助金に関しまして所得制限を撤廃してくださいましたこと、深く感謝を申し上げます。

ただいま読み上げていただきました、私どもの請願文に関する補足説明をさせていただきます。私どもが算出したしました今年度の港区私立幼稚園の平均保育料は、月額3万7,390円となっておりますが、これは年度初めに明らかになっている保育費用をもとに計算しているものでございます。年度途中でさまざまな名目で経費がかかっていることも事実で、絶対の保育料はこの額以上であることは間違いございません。港区には特色のある私立幼稚園がたくさんございます。親といたしましては次世代を担う子どもたちの人格形成の大切な幼児期に、保育料の額にこだわらず、保育内容や子どもの個性に合った幼稚園を、公立幼稚園、私立幼稚園にかかわらず自由に選択できるよう、行政の力強いご支援を賜りたく、公的支援の格差解消と保護者の負担の解消を私立幼稚園保護者を代表いたしまして切にお願いする次第でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小島委員長 例年、同様の請願があり、今年度の保護者補助金はかなり増額されたと聞いているのですが、事務局からその辺についてご説明をお願いいたします。

○庶務課長 事務局では保護者の皆様への補助金につきましては従前から、いわゆる公私格差の2分の1を目途に補助金の額を設定したところでございますが、所得が比較的高い方の補助金につきましては結果として2分の1以下になってございます。私どもとしては所得が高い方については、一定程度保護者の皆さんにご負担をお願いすることが妥当なのではないかという考え方でまいりました。この点につきまして、昨年まで私立幼稚園保護者の皆様、あるいは幼稚園の皆様といろいろ協議をさせていただきまして、平成21年度からは、従来、所得が高いことをもって2分の1以下の補助金の金額であった階層の方に対しても、基本的には原則2分の1を確保するという、そういった体系に改めました結果、全階層において2分の1以上を確保した水準になっているということでございます。

○小島委員長 はい、わかりました。

ただいま、庶務課長から今年度の保護者補助金の状況等の説明がありましたが、趣旨説明者に対してどなたか、教育委員の方からご質問等がございましたらどうぞお願いいたします。

○澤委員 今、ご説明いただいたように私学というのはそれぞれの特徴を持っていて、それを保護者の方が自由に選択する、それは大事なことだと私も思います。伊藤庶務課長の話ですと、格差の半分は補助させていただいているということで、月額にすると1万6,000円ぐらいはというこ

とですか、絶対額でいくと。

○**庶務課長** 先ほどご説明させていただきましたように、一番所得が多い階層の皆さんでも平成21年度につきましては月額1万6,100円という単価設定をさせていただいておりますので、2分の1は確保してございます。

○**澤委員** 財政がたくさんあれば補助したいというのも、当然人情としてはわかりますけれども、それぞれ区民が自由な選択で選ばれているわけだから、当然私立を選んだ場合にその負担を覚悟されて選んでいるということも事実だと思うのです。公立と同じ金額でということは当然世の中の常識としてはあり得ない。幼稚園だけではなくて中学とか大学とか、そういう視点から見れば。だから、これもどこまで区が補助すべきか、というのは具体的にはちょっと難しいところで、お気持ちはもちろん十分よくわかります。

お調べいただいた数値は非常に参考になって、港区の在住の方が私立に行かれているのが1,318人ですが、今、公立に来ているトータルの園児数は何名ですか。お調べいただいた560人というのは、これは平成19年度のうちの数ですから、今年度という話になるともうちょっとふえていますね。うちも3年保育をスタートさせたので。

○**庶務課長** よろしいでしょうか。

平成21年5月1日現在ですけれども、660名です。

○**澤委員** ちょうど私学に行かれている方の半分が公立に在園していて。ご存じのように白金台幼稚園が3年保育を始めましたで、結構希望者が多かった。ところが2年保育のところは、実は定員に対して入ってこられる園児は半分くらいです。いくらでも区民の方が2年保育で区立に来たければ、いつでも来られる。ご存じのように、私どもの子どもたちよりももうちょっと前のころは、区立に行きたくても区立の幼稚園が少なくて、これはやむを得ず私学です。そういう場合は確かに補助金というの、かなり切実です。

だから、我々が考えなければいけないのは、2年保育はガラガラで、けれども3年保育をスタートさせたところ非常に希望者もいる。ということは、2年保育で来ていただける方というのが、区民のニーズからすると余り多くないということですかね。

○**小島委員長** 趣旨説明者にこのようなことをお聞きするのは。庶務課長に伺います。

○**澤委員** お答えできる範囲でお答えいただければと思います。

○**請願者代表（三浦）** 先ほども申し上げましたとおり港区の私立幼稚園はさまざまな特色のある幼稚園がございまして、例えば自由保育の幼稚園、また育英保育の幼稚園、あとは宗教関係の幼稚園ですとか、自分自身が卒園をしているとか、またお仕事をされている方も最近すごくふえておまして、その方に関しましては預かり保育などを行っている幼稚園がございまして。あとはつけ加えるならば、ご質問にあったような早いうちから集団生活をさせたいという親の気持ちももしかしてあるのではないかと考えてございます。

○**澤委員** 随分前に、どこか多摩の方で幼稚園を経営されている方からここでお話を聞いたことあるのですね。それで今、核家族で、3歳まで家に置いておくということは子どもの発達にかなり問

題がある。だから、毎日行くかどうかはともかくとして、早くから今おっしゃられた集団の中でのいろいろな経験をさせることが大事だということでした。そういう意味では、もちろん我々の心情としてもできるだけそういう私学に行かされている方にサポートしたい。

○小島委員長 澤委員も言うように、私立幼稚園に行かれているお子さん、保護者も港区の方ですし、我々港区教育委員会として、そういう方々の幼児教育の充実の必要性については請願者の皆さんと考えは同じなのです。予算に余裕があればできるだけご希望に沿いたいし、また親の収入に関係なく自分の信ずる教育を受けることができるようにしたい。私学のこういう教育方針に賛同して、うちの子どもをこの私学で教育させたい。しかし、親の収入が少ないので行かせられないということであると、それはやはりお気の毒なので何らかのことを考えていかななくてはいけない。ただ、全面的に行うのは難しいが、ご趣旨としてはなるべく沿うように。

○澤委員 それからもう一つは、去年から協議会というか、今言われたようにユニークな私学の教育をされている先生方と公立の先生方の、要するに公私の交流——ワークショップ。そういうことを通じて、子どもたちのために公立、私学それぞれが刺激し合って、将来を背負う人材をつくれるような、そういう意味でもまたよろしく願っていたと思います。

○小島委員長 今言ったように澤委員も同じなのですが、できる限りご期待に沿いたいと、子どもたちの教育のことです。

ただ、公立の現状も私立のPTAの皆さんによくご理解いただきたいという面もあるのです。澤委員が先ほどおっしゃったように3年保育がなかなか私立側のご賛同、ご承認いただけなくて、3年保育の幼稚園が少な過ぎると、公立幼稚園は非常に困難な中におります。そこら辺の事情を私立の皆さんにご理解いただきたいと思います。

○澤委員 ただ、保護者の方は公私をもちろん教育の理念で選んでいる。同時に同じ土俵ですね、「公立は2年保育しか」というのも、よく考えるとおかしな話ではないですか。そんなことも委員長は言いたい。

○小島委員長 特に私学はその建学精神で立派な教育をされているということは我々も十分承知して、そこに行きたいというお子さんに対して親の収入によって行けないことのないようにすべきという請願者の訴える意味はよくわかります。教育委員会としてもできるだけご趣旨に沿うような方向で考えたい。ただ、公立の抱えている困難な問題もご理解いただきたい。

○澤委員 もう1人、友永さんが来られているので一言、今の中で感想なり何なり言っていただけると。

○請願者代表（友永） 同じ気持ちでございますので、今日ご理解いただきますよう、よろしく願いたします。

○小島委員長 ほかにご質問ありますか。

○半田委員 先ほど補足の説明をされていた中で、経費が年度途中でかかってくるということで、それが意外と大きいということをおっしゃっていたのですが、それは入学の当時、もしくは1年間に何回とか、それはお聞きになってなく知らないで入ってしまった後からそれを知らされたのでし

ようか？もしくは、年間行事の中でこういったことに関してこれぐらい経費を使っていますよという
ことを、あらかじめご存じの上で幼稚園を選ばれたのか、その辺はいかがなのでしょう。

○**請願者代表（三浦）** 私立幼稚園は14園ございまして、幼稚園の中には年度初めに全てご説明
があつて通われる方もいれば、幼稚園の行事の中で、幼稚園の主催ではない母の会の主催のバザー
であるとかというもので、その主催の意向によっては経費が年度によって随分ばらつきがあるとい
う報告は受けております。

○**半田委員** それを理解した上で入学をご希望されているわけですね。

○**請願者代表（三浦）** 入園前というのは詳しく、どのような行事であつて、どのような趣旨でそ
のバザー等が行われるかというのを完全に理解して私どもも入園しているわけではないので、まし
てお金のことを細かく入園前に聞くというのも、幼稚園側が主催のものではないとなかなか難しい
のが現状でございます。あと制服代とか、多少光熱費等も年度によっては、年度途中で増額される
というケースも前年度にあつたと報告を受けております。

○**小島委員長** ほかに何かご質問ございますか。

(質問なし)

○**小島委員長** それでは、請願者の方どうもありがとうございました。

○**請願者代表（三浦）** どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

第2 会議録の承認

第2281号 第5回定例会（平成21年5月12日開催）

第2282号 第8回臨時会（平成21年5月26日開催）

第2283号 第9回臨時会（平成21年5月29日開催）

第2284号 第6回定例会（平成21年6月9日開催）

○**小島委員長** それでは日程の第2、会議録の承認にまいります。

第2281号、第5回定例会（平成21年5月12日開催）、第2282号、第8回臨時会（平成
21年5月26日開催）、第2283号、第9回臨時会（平成21年5月29日開催）、第2284
号、第6回定例会（平成21年6月9日開催）。この会議録は承認ということでよろしゅうございま
すか。

(異議なし)

○**小島委員長** はい、それでは承認ということにさせていただきます。

第3 審議事項

議案第38号 港区幼稚園臨時的任用教職員の任用について（秘密会）

○**小島委員長** 続きまして日程第3、議案第38号、「港区幼稚園臨時的任用教職員の任用について」。
この議題については発令前の人事案件であるため、秘密会に入りたいと思います。ご異議ございま
せんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、これより秘密会に入ります。

第4 協議事項

港区小中一貫教育校と学校選択希望制との関係について

○小島委員長 続きまして日程の第4、協議事項。

「港区立小中一貫教育校と学校選択希望制との関係について」。前回、第8回定例会におきまして教育政策担当課長からこのことのご報告を受けました。報告内容を整理しますと、来年4月には港陽小中学校が小中一貫教育校としてスタートすることに当たり、学校選択希望制との整合性を図る必要があるということです。

具体的には、現在の学校選択希望制は、小学校は原則指定校に隣接する学区域内での学校を選択できる。中学校は小学校とは異なり、区内全校を選択できるようになっております。しかし、新たにスタートする小中一貫教育校を選択することは小学校段階で中学校も選択することとなる意味になり、小学校と中学校の選択の違いをどのように調整するかが課題となるということです。

とり得るべき方法は二通りあり、一つは現行の学校選択希望制を維持し、指定校変更制度で対応すること。もう一つは、現行の学校選択希望制に特例を設け、小中一貫教育校を区内の全ての学校から選択できるようにすることです。特に慎重を期すべき問題は、学校選択希望制に特例を設ける手法は、小学校では子どもの安全面や体力面を考慮して隣接学区域内での選択としている、この制度の根幹を損ねるおそれがあり、将来的には小中一貫教育校をさらに拡大した場合には、その弊害はますます大きくなるということです。

こうした問題への対応や、他の区の状況なども含めて、教育政策担当課長から説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、本件につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては前回、報告の際に配布をさせていただいた資料と同じ内容になってございます。この間、他区の状況を調査いたしました。まだ検討中のところもあり、未確定部分も多々あるということで本日——申しわけございません——口頭で説明をさせていただきます。

まず、既に小中一貫校を実施、もしくは近いうちに実施予定の区は、港区を含め8区ございます。そのうち学校選択制を導入している区は、港区を含め6区ございます。こうした状況の中で具体的な対応策といたしまして、まず品川区、それから足立区、渋谷区、この3区のうち品川、足立は既に小中一貫教育校を実施してございます。渋谷区につきましては平成24年度開始予定と聞いてございます。

この3区はいずれも学校選択制の制度を有してございまして、この小中一貫教育校と学校選択希望制との関係につきましては、まず品川区でございしますが、学校選択制の中で対応をしてございます。その手法といたしましては、学区域内、それから当該小学校を含む周辺のブロック単位、さらに区全域ですね、この順番に順位づけを行いまして、それぞれの単位で学校の収容能力を超える場

合は抽せんといったような形で対応してございます。

それから足立区でございますが、ここはやはり学校選択制の中で対応してございますけれども、こちらの方は——済みません、品川区の説明が漏れました。品川区の場合、小学校につきましては原則はブロック単位での選択となっております。港区でいうところの隣接地区に近い形ですね。失礼しました。

足立区は、小学校においても選択は全域から選択をできるという学校選択制になってございます。したがって対応策といたしましては、応募者多数の場合には抽せん、この1点のみになってございます。

それから渋谷区でございますが、こちらはまだ平成24年度開始予定ということで、現時点では予定といたしますか、考えの方向性ということでございますけれども、こちらも選択制上は小学校も全域から選択できる形で運用してございます。

現在の考え方でございますが、学区域内、それから全域、この二つに順位づけをいたしまして、最終的には抽せんに対応する予定と聞いてございます。

それから葛飾区でございますが、こちらは港区と同様、来年度から小中一貫校を実施する予定でございます。学校選択制の制度を持っておりまして、小学校の場合は港区と同じ隣接地区内での選択という制度内容になってございます。この葛飾区の場合は、隣接地区以外は指定校変更制度で対応するという予定でございます。この指定校変更の条件がどのような条件になっているか、詳細までちょっと把握しておりませんので大変申しわけございませんが、この小中一貫校の選択を指定校変更に準拠する場合には、条件の規定を狭める予定と聞いてございます。また、さらに学校の収容能力を超える場合の抽せんも考えていると聞いてございます。

それから荒川区でございますけれども、こちらも港区と同様、来年度から小中一貫教育校を実施する予定と聞いてございます。学校選択制を持っておりまして、小学校も区内全域から選べるという形の制度になってございます。こちらは荒川区、あるいはこの小中一貫校予定地区の地域特性から、学校選択制の特例を設けまして、小中一貫校については選択制を凍結し、学区域に限定するという形で対応することを予定していると聞いてございます。この地区はたまたま人口がふえている地域であって、場合によると学区域内の子どもさんだけで収容がいっぱいになるのかといったような事情があるやに聞いてございます。

以上が選択制を有している区の場合でございます。

これ以外に練馬区と北区が小中一貫教育校を、練馬区の場合は23年度から実施する予定でございます。北区の場合はモデル校で実施をしてございます。この2区は学校選択制の制度を持ってございません。したがって、希望される場合は指定校変更の制度で対応するといった形になってございます。

他区の状況については以上でございます。

続きまして、小中一貫教育校と学校選択制との関係についてでございますが、先ほど委員長の方から前回の内容を踏まえまして、るる説明をいただきましたところでございますが、二つほど選択

肢があろうかと考えてございます。一つは現行の学校選択希望制を維持し、理由がある場合は指定校変更制度で対応するという選択肢。もう一つは学校選択希望制に特例を設ける方式でございます。特に2番目の学校選択希望制の中に特例を設ける方式につきましては、これも先ほど委員長の方からご紹介がございましたとおり制度の根幹にかかわる問題が含まれておりますので、この辺を踏まえながら、どちらの方がより妥当な方法か、方向性を示していただければと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○小島委員長 ただいまの教育政策担当課長の説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

葛飾区の場合も、指定校変更については条件の規定を狭める予定と書いてあるのですが、もう少し詳しく言うとうどういうことなのですか。

○教育政策担当課長 申しわけございません。この段階では詳しく聞いておりませんが、実は指定校変更制度を使って対応する場合には課題がございまして、学校のキャパシティ、収容能力との関係を若干考慮する必要がございます。指定校変更制度を認める場合にはいろいろな事情、一定の条件が整ったときということになります。ここに小中一貫教育校を希望される場合も指定校変更制度で対応しますよという新たな変更を認める条件を入れた際に、学校選択制ですと収容能力を超える場合には抽せんという方法で限定することができますが、指定校変更制度では困難です。よって、小中一貫校を希望されるという理由だけで認めていった場合に、最終的にその学年は収容ができなくなるといったようなことも危惧されます。

そういった点を考慮して、一つは、特に港区の場合、隣接学区域外からも希望される場合には、子どもさんの安全面であるとか体力面、この辺について保護者の方に十分考慮していただいた上で希望する、しないを決めていただくということと、もう一つは、他の指定校変更を認める事情とは別に、この小中一貫校の場合には、まず学校選択希望制、次に他の理由で指定校変更を希望される方を先にし、さらに余裕があった場合には認めるといったような、狭める条件も考慮する必要のあるのかと考えてございます。もちろん、そうするかどうかは今後、十分検討させていただきますが、恐らく葛飾の場合もその辺を考えているのかと。詳細については改めて確認をさせていただきますが、多分そういったような趣旨で条件を狭める予定という形で回答があったと聞いております。

○小島委員長 今のご説明で、指定校変更の理由の一つに小中一貫校に入りたいというのがまず加わると。それだけだと全員入れなくてはいけないから、ただし書きか何かで、「ただし体力面、安全面で問題があるときはこの限りにあらず」とか、もともとの学区域の生徒だけで満杯になった場合、「余裕がない場合はこの限りでない」とか、そんなイメージなのですか、条件というのは。

○教育政策担当課長 実際にそういった条件をつけるかどうかは、先ほど申し上げましたようにこれから十分に検討をさせていただきますが、指定校変更を認める場合のほかの要件に比べると若干要件としては弱いので、言葉は悪いですが、ある意味では後回しにせざるを得ないのですよといった、そういった意味の条件をつけるかどうかということでございます。

○小島委員長 その場合の条件の中に、応募者がキャパシティを超えるかどうかは別として何らかの、抽せんをするというのを条件の中に入れられないのですか。

○教育政策担当課長 抽せんをするという条件を入れることも運用としては可能と考えてございます。ただ、その場合には、やはり期間が限られてございます。指定校変更を申請されて——従前の指定校変更制度は、こちらは一定の期間の間にいただいて、最終的には教育委員会事務局の中で審査会を設けておまして、指定校変更を認める事由に該当するかどうかということのチェックをしておりますので、その中でこの小中一貫校を理由としたケースの場合で学校の収容能力が不足している場合にはこの方々だけを対象に抽せんにするかとか、そういったことを選択もないわけではございません。ただ、どのような手法がいいのかについては今後とも事務局内で検討させていただければと思います。

○小島委員長 指定校変更というのはいつでも申請できるのですか。

○学務課長 年間を通じて申請というのは受け付けておりますが、4月1日の就学に関しては3日間で申請の受付日を限っております。それまでに申請をしていただくという形になります。

○小島委員長 期間を限定するという意味では、新1年生になるわけだから、その期間だけ受け付けすればいいわけですよね。この小中一貫の対応を指定校変更の制度で賄うということであれば、その指定校変更については何らかの条件をつけて制限しなくてはいけない。期間的な制限というのは普通の1年生に入るときと同じような扱いをしないとおかしいのだろうという気で今、聞いているのですけれども。

○学務課長 そのとおりでございます。

○小島委員長 わかりました。ちょっとここら辺の条件面の内容を聞かないと……。

○教育政策担当課長 今の補足でございますが、指定校変更制度で運用する場合にはほかの指定校変更制度を認める条件と同様、全く同じ条件で期間を限定して受け付けて、その中で審査をさせていただいて最終的に決定すると、この枠組みの中で運用させていただくことを考えてございます。

○小島委員長 今、基本的なことを聞いたのですが、ほかにどなたかご質問ございますか。

○澤委員 具体的には名前はまだ検討中ということですが、今の現行制度だけだと隣接校からしか来られないということですね。

○教育政策担当課長 はい、そのとおりでございます。

○澤委員 せっかくいい教育を区としても目指しているのだから、この際、今までの区域以外の子どもたちでも希望する場合にはその可能性の道を開かなければいけない。そのときに、二つの方法がありますと。確かに小中一貫校は港区としてもまだまだ手がけ始めたばかりで、そのときに選択制度の根本的な変更に至るようなことはちょっと時期尚早ではないかと、個人的には思うのです。だから、その指定校変更というか、要するに小中一貫校が港区の中で各地域に1校ずつとか、ある程度そういう見通しが立ったときに全体としてどうするかということをもたえなければいけないのですけれども、それまでは臨時的な対応でやる。その一つの方法が指定校変更ということですね。そのときに今でも隣接校に限っても希望が多ければ抽せんになってしまうわけですよね。指定校変更で希望した方も当然——もし今の臨時的な指定校変更で対応するという話でいくとすると、その方々もその抽せんの中に入っていただくというような格好になるのですか。今、委員長の言われた

ことと関連しているのですけれども、その辺はどうですか。

○**学務課長** 事務的なスケジュールですけれども、抽せんの締め切りが11月中旬。これは学校選択制のスケジュールです。

○**澤委員** 今までのね。

○**学務課長** 今年度もこの予定で考えております。その後、抽せんの実施が12月上旬になります。この抽せんの結果、就学通知表の送付をするのが1月に入ってからになりますので、港陽小の指定校変更という手続きを受け付けるのは1月に入ってからになりますので、通常の抽せんとは別枠になります。

○**澤委員** そうすると指定校で行った方がいいのではないかと、そういう不公平感みたいなのが出てくるでしょう。

○**教育長** それは抽せんになるような場合が前提なのですからけれども、今のところはその前提はないだろうとは思いますが。そのときにはやはり何らかの対策を考えていかなければいけないし、ここでも品川区のように順位づけをすとか、こういう考え方もありますよね。隣接、それから全域と、こういうような順位づけでやるとかですね、何らかの方法がそこでは工夫が要るのではないかとはい思っているのです、同じ指定校変更としてもですね。

また、指定校変更というと、その指定校変更手続きの中に全部入れてしまうという方法もあれば、指定校変更の今までのにつけ加えるというか、この選択制とのかかわりの中での、小中一貫校のかかわりの中で物を新たにつけ加えるということもあるし、日程的にもその中に入れるのか、あるいはもうちょっと手前にするのかということの工夫も考えられるのではないかと思います。

○**教育政策担当課長** 学校選択制というのは就学通知、要するに学校を指定する前に実施する制度でございます。指定校変更は、教育委員会が学校を指定した後にほかの学校に行く必要があるときに対応する制度です。ですので、両者にはタイムラグがあります。今教育長からも指摘がございましたように、実際にどういう形で運用していくかにつきましては、本日、方向性を示していただいた後に整理をさせていただいて、後日の教育委員会のときに改めて報告をさせていただきます。

○**小島委員長** いろいろなご意見があるとは思いますが、私は個人的には学校選択制そのものが、お子さん、保護者の方に港区内の公立中学校を自由に選択してもらって、そのことによって港区の学校全体が自由な競争をする、全体のレベルアップにつながっていくという、学校選択制のもともとの理想からいったら、小中一貫というのも港区のそういうよい制度として、すばらしい制度として設けるわけですから、全区から選択できるようにするというのが、学校選択希望制の原点から考えてもいいのかと個人的には思います。

ただ、確かに小学校1年生で全校から認めるということは、体力面とか安全面とかいろいろなことで非常に問題もあるということなので、その面からいくと難しいのかという気はしているのです。個人的にはそんなことを考えているのですけれども、皆さんいかがでしょうか。

○**半田委員** 具体的にちょっとイメージがわからないのは、今度、港陽小中がお台場という地域で、隣接というと小学校1年生でもゆりかもめに乗って通学するということですよ。中学生だったら

そういうことは簡単にできると思いますが、小学校1年生の段階で隣接ということではやはりちょっと負担が大きいので、どこまでが隣接で、どこまでが実際、負担なく安全に通えるのかというのがちょっと浮かばないのです。朝日中ほかの学区域でしたら陸続きなので、ちょっと乗り継いだりとか、親が同伴登校すれば行けるかと思うのですけれども、あそこの一画はちょっと離れていますので、ちょっとイメージが。最終的にはやはり生徒数の分母をふやしたいというところがありますから、私学に行っていたようなお子様が公立でも十分にいい教育が受けられるということで、公立に入って頂きたいと願っています。今まで生徒をとり合っていたような、朝日に来てちょうだいとか、ここに来てちょうだいではなくて、やはりもっと全体を大きな意味で、みんなで公立の港区の学校に入れたいと思っていただけるようなものを目指したいと思います。まず、安心、安全、そして信頼して通わせたいと思っていただけるよう、どれが一番いいのかというのを考えながら聞いていました。港陽についての隣接というところがちょっと今わからないので教えていただけますでしょうか。

○教育政策担当課長 今、委員ご指摘のとおり、ここは海を隔てておりますので、いわゆる交通の便という意味では他の地域と異なっております。学校選択制を導入する際にそういう小中の扱いをどうするかというのは当然議論をさせていただきまして、結論ではございますが、確かに通いにくいという面はありますけれども、それでもやはり港陽小中に行きたい、あるいは逆にほかの港南等に行きたいといったような希望があれば、それはやはり一定の範囲内で認めるべきであろうということで、特にあそこは特別扱いをしないで通常の学校と同じ扱いで隣接校と言っております。

そういった場合に、どこが隣接校に該当するのかというような疑念が生じる場合もありますので、わざわざ注意書きで、隣接校とはここを言いますよという形で示してございます。

今回、直近では港陽小中での小中一貫校実施になりますが、小中一貫校でぜひ教育を受けたいという希望を持たれた場合に、従前の学校選択制の中では実質的に小学校段階で選ぶ隣接校の子どもさんしか来られないという制約がございますので、やはりほかの地域の子どもさんでそういった小中一貫教育を受けたいという希望がある場合をどういう形で対応すべきか。そういう方たちの要望をどういう形で実現すればいいかということで、事務局では、選択肢が二つある中で、現状では学校選択希望制に特例を設ける方式よりも、指定校変更の手続きで要望を聞き入れる形の方がいいのではないかと考えてございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

確かに現行の学校選択希望制については小学校の場合には体力面、安全面その他を考えて、隣接に限るという基本的な設定があるものですから、それを変更するというのは、よほどの合理的な理由がないといけないのだろうと思いますし、それと先ほど伊藤教育政策担当課長が言ったような指定校変更ということである程度、合理的にカバーできるということであれば、指定校変更は現在の学校選択希望制の根幹にはかわらないという面でのいいのではないかという気はしますね。そこら辺どう選択するか、皆様のご意見で決めたいと思います。

この件は今日決めなくてはいけないのですか？

それでは、今までのお話ですと小中一貫校については現行の学校選択希望制の根幹にかかわることなので、それを重視して、それを変更することなく指定校変更制度で対応したいというご意見が多数のようですので、そういう方向でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○小島委員長 はい。それではご異議なきものと認めて、この案件については指定校変更制度で対応するというところで了承したいと思います。

第5 教育長報告事項

1 新型インフルエンザに関する状況について

○小島委員長 それでは続きまして、日程第5、報告事項でございます。「新型インフルエンザに関する状況について」、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 では、資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。新型インフルエンザに関する状況について、報告いたします。

区の感染予防対策ですけれども、これまでも教育委員会でご報告をしておりますけれども、最新のものといましては(2)消毒液の追加配布を8月にしてございます。各学校あて一つずつ配っております。

それから(3)、新学期を控えまして養護教諭を対象にしました新型インフルエンザの講習会の実施、講師はみなと保健所の保健予防課長にいただきました。

それから(4)、保護者への注意喚起。これも新学期を目前に控えて8月27日付ということで学校を通じて、それからホームページに掲載して周知を図ってございます。

続きまして「2 インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況」でございます。

芝浦小学校6年3組が9月4日の午後から8日まで学級閉鎖。同じく6年2組につきましても、9月7日から11日まで学級閉鎖という措置をとってございます。

中学校につきましては赤坂中学校3年1組で4名の欠席者がございまして、9月4日の午後から9日まで学級閉鎖をとってございます。赤坂中学校に関しましてはちょっと状況は複雑でございまして、9月4日の金曜日の段階では4名の欠席者がありましたけれども、うち1名は8月の夏休み中からの発症ということでございまして、実際に学校に来てからは3名の発症ということなので、昨日の月曜日の状況を見て判断しましょうということにしてございます。昨日の段階におきましてやはり欠席者数が多かったので、9日までの学級閉鎖という措置をとりました。

以上、学級閉鎖に関しましては港区のホームページで掲載してございます。

簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの学務課長の説明に対して何かご質問ございますか。

○南條委員 1点だけよろしいでしょうか。

感染予防策なのですが、これが来校者に対しまして消毒液の配布だと思うのですが、マスクは配慮しないのですか。

○学務課長 来校者に対するマスクになりましょうか。

○南條委員 はい。

○学務課長 来校者についてはそこまでは対応してございません。

○南條委員 はい、わかりました。

○小島委員長 そのほか、何かご質問ございますか。

全都的に見て港区は少ない方ですよ、学級閉鎖は。

○学務課長 区によってさまざま、出ている区はかなり出ているということがございますけれども、港区の状況は9月1日から9月4日までの間で36名。幼・小・中合わせまして36名の発症が出てございます。若干ふえているという状況でございますので、ほかの自治体に比べて少ないとか多いとかということには、今後はやはりふえていくだろうという予想はしてございます。

○小島委員長 今後は残念ながらふえていくのではないかという予測ですね。

○学務課長 はい。

○小島委員長 1学期に修学旅行を延期した学校ありましたよね。そういう学校の修学旅行はどうなっていますか。

○学務課長 もう既に終了した学校もございます。昨日、御成門も終わって帰ってきたということです。港南中が今行っているところでございます。それから三田中はこれから、9月14日から。朝日中9月10日から。赤坂が9月27、青山が9月14日。以上がこれから予定しているところで、そのほかについてはもう終了してございます。

○小島委員長 今のところ、予定どおり修学旅行は実施するという方針ですか。

○学務課長 はい。予定どおり実施される方向でございます。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○澤委員 これは念のためですが、新型インフルエンザの場合というのは学級閉鎖の基準というか、それは何かあるのですか。

○学務課長 これまでの季節性のインフルエンザは在籍のおおむね20%から30%で運用してやっていたということがございます。今般の新型インフルエンザについては感染力が非常に強いという特徴がありますので、東京都の方で都立学校の基準を10%程度ということで決めてございます。港区としても10%で一律というわけではありませんけれども、10%を目安として、他の要素も考慮し判断をするという形でございます。

○澤委員 先ほど、今の学級閉鎖の子どもたちの感染者は計11名ですか。ただ、全体では36名ぐらい発症しているという話でしたね。そうすると潜在的にはまだ学級閉鎖の可能性があるところがあるということですね。

○学務課長 日々、学校からインフルエンザ様症状の該当者の報告をいただいております。それでこちらの方としては把握しているわけですが、まだ1名も出ていない学校もありますけれども、朝、元気だった児童が授業をしているうちに急遽発症するという例が最近出てきてございますので、今後もそういった点で心配ではございます。

○小島委員長 それでは、この件はこの程度でよろしいですか。

2 平成21年度東京都功労者表彰（教育功労・スポーツ振興功労）受賞者について

○小島委員長 続きまして「平成21年度東京都功労者表彰（教育功労・スポーツ振興功労）受賞者について」、生涯学習推進課長お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー4をご覧ください。「平成21年度東京都功労者表彰受賞者について、ご報告申し上げます。

昨日、9月7日、平成21年度東京都功労者表彰受賞者が東京都から発表されました。教育功労者として、社会教育及び生涯学習に関する分野で私どもの南條教育委員の受賞が決定いたしました。

長年にわたる港区青少年委員会会長としての功績、港区立PTA・OB会会長としての功績、東京都子ども応援協議会、東京都青少年委員会総会、研究会等でのご尽力が高く評価されての受賞でございます。

また、スポーツ振興功労者として、スポーツの普及・振興の分野で東京都体育協会副会長の渡邊建一さんが受賞をされました。渡邊さんは幼少期から柔道に取り組み、国体や都民体育大会で活躍し、その後、港区柔道会の役員として、また港区体育協会、東京都体育協会の役員を歴任するなど、長年にわたる社会体育の振興への取り組みが高く評価されたものでございます。

表彰式は平成21年9月24日（木曜日）11時から行われる予定でございます。

以上でございます。

○小島委員長 南條委員、教育功労表彰の受賞、おめでとうございます。

○南條委員 ありがとうございます。

○小島委員長 何か一言。

○南條委員 済みません、座ったまま失礼します。

生涯学習の方でご尽力いただきまして推薦され、このたび受賞という運びとなりました。まことにありがとうございます。私、個人的には、これの説明に書いてありますような業績の何ひとつも私の力ではないと思っております。ただ、本当に、社会教育でもっと頑張ってやりたかったというのが実際の感じですが、それが余りできないうちにこういうような功労賞をいただくというのは申し訳なく、遠慮したいというのが正直な気持ちなのですが、ご尽力いただきました関係者の皆様の好意もありますので、ここは僭越であります。受賞という栄誉を受けることにいたしました。皆様に心より感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

○小島委員長 長年、社会教育に、青少年教育に本当にご苦勞様でした。何かというと必ず南條さんの名前がでていますよね。

○南條委員 ただ、長くただけで本当に何の業績も功績もなく、お恥ずかしいのですが、申しわけございません。

○小島委員長 いえいえ、長い間ご苦勞さま、これからもご活躍ください。本当におめでとうございます。

○南條委員 ありがとうございます。

3 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○小島委員長 それでは引き続きまして、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。

この件につきましては資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料5をご覧ください
ようをお願いいたします。

生涯学習推進課長、特に報告することはございますか。

○生涯学習推進課長 1点だけ、ご報告を申し上げます。資料の2枚目の裏の運動場の実績のところ
でございますけれども、こちらの方には記載はございませんが、「芝公園多目的運動場」のフット
サル場、プールのところで、プールの8月のところに「30, 491」という数字が入ってござい
ます。先日、8月31日(月曜日)、台風11号の接近に伴いまして、現場の状況を確認し、それか
ら気温が低いとか風雨が激しいということで臨時の休場をいたしましたので、口頭でのご報告とさ
せていただきます。

○小島委員長 わかりました。

4 生涯学習推進課の8月事業実績と9月事業予定について

○小島委員長 続きまして「生涯学習推進課の8月事業実績と9月事業予定について」。

この件につきましても資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料6をご覧ください
ようをお願いいたします。

この点についても何か、報告することはございますか。

○生涯学習推進課長 特にありません。

○小島委員長 わかりました。

5 平成21年度夏季プール開放実績報告について

○小島委員長 続きまして、「平成21年度夏季プール開放実績報告について」。

この件につきましても資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料7をご覧ください
ますようお願いいたします。

この点について何かご報告ございますか。

○生涯学習推進課長 これもございません。

○小島委員長 よろしいですか。

6 図書館・郷土資料館の8月行事实績と9月行事予定について

○小島委員長 それでは続きまして「図書館・郷土資料館の8月行事实績と9月行事予定について」。

この件につきましても資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料8をご覧ください
ますようお願いいたします。

図書・文化財課長、何か特に報告することはございますか。

○図書・文化財課長 1点ございます。

9ページ目になりますけれども港区立郷土資料館の臨時休館で、10ページ目に「特別展開催中の開館日の変更」ということで今回ご報告させていただいておりますが、郷土資料館特別展を10月25日から11月29日開催をする予定にしておりますので、それに伴いまして休館日と開館日とをかなり検討いたしまして、日曜日は通常は閉館をしておりましたけれども、特別展の間は日曜日を開館いたしまして月曜日を休館にするという措置をとらせていただきます。来場者の方の利便性を考えての休館日の変更ですので、よろしくお願いいたします。

なお、特別展につきましては今現在、9月1日の教育の『ひろば』の方に掲載をさせていただきましたけれども、増上寺、徳川家霊廟の特別展を開催する予定でございます。展示等、中身につきましてはまた後ほど詳細にご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明につきまして何かご質問等ありますか。よろしいですか。

8 指導室9月行事予定について

○小島委員長 それでは次に行きまして、「指導室9月行事予定について」。

この件につきましても資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料9をご覧くださいようよろしくお願いいたします。

この点は指導室長、特に報告するようなことはありますか。

○指導室長 特にはないのですけれども、1点だけ。

○小島委員長 どうぞ。

○指導室長 一番下でございます特別支援学級の合同移動教室です。主管は学務課で、指導室事業ということではないのですが一応、行事ということでそこに掲載させていただきました。

以上です。

○澤委員 学務課なのですか。

○指導室長 主管課ということではあります。

○小島委員長 この18日の「国際科における小中の接続について」というのがあるのですが、これはおおよそどんな内容のお話になるのでしょうか。

○指導室長 国際科についてはもうご承知のとおりで、引き続きやっていくわけですが、小学校、中学校のカリキュラムの接続というところが課題になっております。そのことについて現在、実際に港陽小中で検討しておりますので、小中の接続について福井校長先生よりお話しいただくという予定になってございます。

○小島委員長 小中一貫校のよいところがここにあらわれてくると。

○指導室長 カリキュラム内で多分そうだと思います。

○小島委員長 何かご質問等ありますか。よろしいですか。

それでは、本日予定した案件は以上で終了しましたけれども、何かございますか。特にはございませんか。

なければ、以上をもちまして閉会といたします。

次回は第4週目の火曜日が国民の休日に当たりますので、第5週目の9月29日（火曜日）午前10時からの予定になりますのでよろしくお願いいたします。それでは、長い間ご苦労さまでした。

（午前11時18分）

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教区委員会委員 南條 弘至